

越谷市廃棄物減量等推進審議会「委嘱状交付式」
及び「令和7年度（2025年度）第14期第1回審議会」

日 時 令和7年（2025年）12月23日（火）
午後3時00分から
場 所 本庁舎8階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 市長あいさつ

3 審議会

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 諮問
- (3) 議題
 - ① 手数料の見直しについて
 - ② その他

4 閉 会

(審議会議事録)

○司会 それでは、次第に従いまして、議題(1)、会長・副会長の選出でございます。今回は、委嘱後の最初の審議会でございますので、会長・副会長が選出されるまでの間の議事進行を事務局にて務めさせていただきます。ご了承願います。

規則によりまして、「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とされております。

どなたがよろしいか、ご発言をお願いいたします。

○委員 もし事務局のほうで何かお考えがございましたら、ご提示いただければありがたいと思いますが。

○司会 ご発言ありがとうございます。

○事務局 事務局としては、今回の審議会において、手数料の見直しという非常に大きなテーマがございます。前回13期では、一般廃棄物の処理基本計画の中間見直しということで、議題について、浅井委員さんを会長として、浅見委員さんを副会長として、その辺のお考えをまとめさせていただいたという実績もございますので、私ども事務局としては、引き続き浅井委員さんに会長を、浅見委員さんに副会長をお願いできればと考えております。

以上でございます。

〔異議ありません。賛成〕という人あり〕

○司会 いかがでしょうか。

異議がないようでございますので、そうしましたら、会長職は浅井委員に、副会長を浅見委員に決定いたします。

それでは、早速ではございますが、浅井委員、それから浅見委員につきましては、席の移動で、前方中間にあります会長席、副会長席に移動をお願いしたいと存じます。

〔浅井委員、浅見委員、会長、副会長席に着く〕

○司会 ご着席いただいたところで、早速ではございますが、浅井会長、浅見副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○会長 では、会長2期目を務めさせていただきます獨協大学の浅井でございます。私のことを見たことのある方たちいらっしゃると思うのですが、改めて自己紹介をちょっと省略させていただいて、私たちが生活をしていく上で、ごみというのは切っても切り離せないもので、その処理に関する政策というのは身近な問題だと思います。1期目でご選任いただいたときに伝えさせていただいたのですけれども、私を会長にというのは、ざっくばらんに言いたいことを言ってねということだと思います。なので、この審議会

というのは、市民の代表である皆さんの声、行政の場所に、行政の政策に反映させるための場所ですから、皆さんの思いを届けるお手伝いをさせていただけたらなと思います。気になったこと、感じたこと、伝えたいこと、質問でなくても構いません。何となく思い浮かんだ点を遠慮なく、気軽にご発言いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、副会長、浅見さん、お願いします。

○副会長 委員の名簿、第14期、5番目の浅見と申します。私は、越谷市自治会連合会の理事、13地区の蒲生地区の自治会連合会会長を仰せつかっております。13期から副会長という大役を仰せつかっております。皆様のご忌憚ないご意見を賜りまして、この会がスムーズに進むことを願っております。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

以上で議題の（1）、会長・副会長の選出を終了いたします。

次第に従いまして、議題の（2）、諮問に移らせていただきたいと思います。

それでは、一般廃棄物処理手数料について、福田市長より諮問書をお渡しさせていただきます。

○市長 令和7年12月23日、越谷市廃棄物減量等推進審議会会長、浅井勇一郎様。越谷市長、福田晃。

一般廃棄物処理手数料の見直しについて、諮問。

越谷市の一般廃棄物処理手数料に関し、下記事項について諮問します。

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

- 1、し尿処理手数料の見直しについて
- 2、粗大ごみ処理手数料の見直しについて
- 3、その他の廃棄物処理手数料の見直しについて

以上、よろしく願いいたします。

〔市長、諮問書を会長に手渡す〕

〔写真撮影〕

○会長 お受けいたします。

○司会 ありがとうございます。

なお、委員の皆様のお手元にこちら諮問書の写しを配付してございます。皆様には一

般廃棄物処理手数料について、ご審議の上、廃棄物減量等推進審議会としてのご意見を取りまとめいただき、答申という形で市長にお返しいただくこととなります。

内容などにつきましては、議事の中で、事務局より説明をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで福田市長はほかの公務がございます。大変恐縮ではございますが、この場をもちまして退席させていただきたいと存じます。

〔市長退席〕

○司会 続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日お配りいたしました、お手元でございます次第、それから審議会委員名簿、続きまして、先ほど申し上げた諮問書（写し）、ホチキス止めになっております一般廃棄物処理手数料の見直しについて、続きまして廃棄物減量等推進員制度に関するホチキス止めが2種類、1枚のA4用紙が1枚ずつ2枚、お手元でございますでしょうか。不足がありましたら、お声をかけてください。

それでは、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、本会会長が会議の議長となることになっておりますので、これより会議の進行を浅井会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、皆様よろしくお願いいたします。

当審議会においては、会議の公開を原則としております。今後、非公開とする必要が生じた場合には、審議会にお諮りすることとし、本日の会議は公開することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○会長 ご異議がないようですので、本日の審議会は公開といたします。

では、傍聴の確認をいたします。

本日、傍聴の申込みはありますか。

○事務局 本日、傍聴の方いらっしゃいません。

○会長 それでは、議事を進行します。

議題①、手数料の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、手数料の見直しについて説明をさせていただきます。

お手元にあります手数料の見直しについてと目次となっているA4の縦で、左上にホチキスがされている資料があるかと思えます。そちらを御覧いただければと存じます。

こちらの手数料の見直しについて、左下にページ等の番号ありますので、それをページとしてご案内いたします。この手数料の見直しについてとありまして、2ページ目に

目次、こちらに手数料の見直しの背景から今後の予定、5番目とございます。

めくっていただきますと、3ページ目、手数料見直しの背景とあります。1—1、本市の基本方針、こちらでございますが、使用料等のあり方に関する基本方針、こちらではモノに係る経費が変動する以上は、コストの変化を常に捉え、使用料等の適時・的確な見直しが求められることから、使用料等の見直し作業の周知を、原則5年ごとに行うこととされておりまして、全庁的に使用料等の見直しをしているというところでございます。

下の4ページ目、1—2、手数料の基本的な考え方でございますけれども、手数料は特定の者に対して提供する役務の対価で、受益者負担割合、こちらは原則100%でございます。手数料というのは、原価と受益者負担割合、この場合は100%なのですが、これを掛けまして、近隣等の比較を考慮して算出をいたします。この後のページで、近隣の自治体の金額は記載をしてございますけれども、他市と大きく異なることがないように調整するということができるようになってございます。また、市民生活に与える影響を考慮しまして、いわゆる激変緩和措置といたしまして、引上げ幅が1.5倍を超える場合は、その上限は1.5倍にしてございます。

続きまして、めくっていただきまして、5ページ目、当課所管の手数料、2番目でございます。①のし尿処理手数料から④番、その他の廃棄物処理手数料4つがございまして、これらについて説明をさせていただきます。

前回の答申の資料について、画面をご覧ください。

6ページのところの3番目、前回の見直しに関する審議会の答申内容というところですが、こちらには、市民の負担割合は50%程度が望ましい、内税から外税の方式が妥当である、①のし尿処理手数料から③の粗大ごみ手数料、こちらに関してはいずれも負担割合が50%を超えているところから見直しが不要という答申となっております。

めくっていただきまして、7ページ目、④番目のその他の廃棄物処理手数料、こちらは原価に対しての手数料、こちらの負担割合が20%であり、50%の場合は10キロ当たり270円が望ましいものの、近隣等の状況を比較しまして、東埼玉資源環境組合、こちらの金額は210円ということで、210円が妥当である。しかしながら、引上げ幅の上限が1.5倍とされているということで、10キロ当たり150円で見直しを進めたものの、新型コロナウイルス感染拡大、この影響もございまして、手数料の見直しが延期されたという経緯がございまして。

次のページ以降で、現行の手数料の状況についての説明をさせていただきます。下の8ページ目、この4番目、手数料についての4—1—1、し尿処理手数料でございます。

が、現行の手数料の額は表のとおりとなっております。

ページめくっていただきまして、9ページ目、4-1-2、し尿処理手数料の現行・原価などの整理、こちらでございますけれども、この表には、普通便槽と改良便槽、単身世帯と普通世帯の区分がございます。くみ取りについて、ぴんとこないところもあるのかなとは思いますが、普通便槽というのは、いわゆるぼっとんトイレと言われているもの、改良便槽は簡易水洗トイレと言いますけれども、イメージとしては鉄道ですとか、飛行機ですとか、乗り物のお手洗い、少し少量の水が流れながら、蓋がついているような、そのようなお手洗いというのがイメージできればいいのかな、図のほうにもこんな感じの構造というのを投影させております。

また、単身世帯と普通世帯、こちらは世帯の構成員が1名か、複数人かの区分でございます。この表を見ていただきますと、現行、この塗られているところですが、原価、表が異なっているところがございます。今回原価を算出するに当たりまして、単身世帯か普通世帯か、普通便槽か改良便槽か、この区分にかかわらず、1か所あたりは足を運んで同様にくみ取りの作業をすると、1か所あたりの経費が発生しているところから、現行はこの区分が4つ、520円ですとか、450円ですとかというふうに区分が4つになっているところにつきまして、真ん中の列、原価の部分に関しては、世帯割として1つの単価を出しているというところでございます。

同じく人頭割、これは世帯の人数によってというところで、こちらも現行4つの区分はございますが、真ん中の原価、この列のところでは、普通便槽と改良便槽の2区分に分けているというところなんです。先ほど普通便槽、改良便槽の図がありましたが、改良便槽のほうが普通便槽に比べて少し水を流しながら便槽にたまるということで、便槽の大きさが約2割大きいというところがあります。その辺も勘案しまして、原価の部分に関して金額2割の差を設けているというところでございます。

一番右の列、1.5倍を勘案というのは、現行の徴収状況、これを勘案しまして、1.5倍を超えないような値を算出したというところでございます。

続きまして、下、10ページ目、4-1-3、こちらでございますけれども、参考として、近隣市町のし尿処理手数料を掲載してございますので、ご参照をいただければと存じます。

続きまして、めくっていただきまして、11ページ、4-2-1、粗大ごみ収集運搬手数料、こちらでございますけれども、現行はこの表のとおりとなっております。一辺の長さが50センチ以上を粗大ごみとしておりますが、その長さが長くなるにつれて金額が異なっており、基本料金400円に対して、60センチ程度大きくなる、長くなるごとに

400円を上乗せしているというところがございます。

12ページの4-2-2、粗大ごみ収集運搬手数料の現行・原価などの整理についてですけれども、現行の手数料と原価、現行の1.5倍の値というのはそれぞれ表のとおりとなっております。原価については委託費や処理個数、こちらを勘案して算出をしております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、13ページ目、4-2-3、粗大ごみ収集運搬手数料の他自治体との比較ですが、近隣の粗大ごみ収集運搬手数料を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

下の14ページ、4-3-1、粗大ごみの処理手数料と4-3-2、粗大ごみ処理手数料の現行・原価などの整理でございますが、スプリング入りのマットレス、ベッドマットの現行の手数料・原価、現行の1.5倍というのは表のとおりとなっております。こちら資料に記載がございますけれども、スプリング入りマットレスは、リサイクルプラザで処理ができないもので、委託して処理をしておりますことから、原価については、今年の委託費ですとか、処理個数、こちらを勘案して算出をしております。

めくっていただきまして、15ページ、4-3-3、粗大ごみ処理手数料の他自治体との比較、参考として近隣の市町の状況を掲載しておりますので、こちらもご参照いただければと存じます。

下の16ページ、4-4-1、その他の廃棄物処理手数料、こちらは現行の処理手数料を掲載しております。こちらには、通常10キロ当たり100円というものと併せて1立方メートル当たり1,000円という単価の設定もございます。これは、平成5年に設定したもののなのですが、以降で徴収の実績がないということで、こちらの1立方メートル当たり1,000円は特に見直しはしないというところかなと、そういう状況でございます。

下の4-4-2、その他の廃物処理手数料の現行・原価などの整理について、現行、原価、現行の1.5倍は表のとおりでございます。こちら処理に係るその委託費ですとか、重量、こちらを勘案して算出してございます。

ページをめくっていただきまして、17ページ目、4-4-3、こちら参考としまして、近隣のその他廃棄物処理手数料、こちらを掲載しております。ご参照いただければと存じます。

最後、18ページ目、5番の今後の予定でございますが、本日、手数料見直しに係る概要の説明、来年の1月の下旬から2月上旬の間で手数料案の審議・決定を、現状では今のところ2月4日で調整をしております。これも正式に決まり次第、ご案内を差し上げます。手数料案の審議・決定、4月の下旬から5月上旬の間で答申案を作成、5月の

下旬に答申、もしこちらを改定するというのであれば、9月議会に議案として市議会に上程して、令和9年4月から改定の手数料の適用が開始されるという予定となっております。

今回は現状の説明をさせていただくというところでございます。手数料を引き上げることが前提というわけではございません。今後、審議会の中でご議論いただきまして、答申をまとめていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

では、誰かが先陣切ったほうがよさそうかと思っておりますので、まずは僕から。

これ僕から改めて確認させていただきたいのですけれども、あくまでその値上げありきではなく、ゼロベースでの議論という認識でよろしいのでしょうか。

○事務局 そうですね。今、浅井会長さんがおっしゃったとおり、ゼロベースでと。前回のものも先ほど答申の中で受益者負担割合は、本来は100%であるところを50%前提というところですので、ゼロベースの議論でお願いできればと存じます。

○会長 分かりました。そうなりますと、その逆に値段を下げろという主張があるのかなというふうに思う部分もありまして。というのも、物価や消費税が上がっているからという、それを踏まえて価格設定というふうに見ていると、最近のそういう点が物価の高騰という内容は、実質所得に影響があるわけですから、計算的により厳しい現状というのも考慮するならば、料金を下げるという視点も含めた上で議論していくほうがいいかなというふうに思いました。

○事務局 そうですね。ゼロベースというところですから、据え置きということではなくて、こういう理由であれば下げてもという、そういう考えも集約としては出てくる可能性はあるのかなと感じております。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

いかがですか。

○浅見委員 では、会長に引き続き、副会長の私からちょっとお聞きしたいのですが、ごみに対する業者に委託しておりますので、今、会長はゼロベースでお考え、料金、こういう物価が上がって、料金が上がっている以上は、その辺の値段を下げるのも一つの手という形で前々等は出たという形で会長がおっしゃいましたけれども、私は業者が中に入っている以上は、業者の利益にもならないといけない、やっていけないと思っております。

で、その辺のことも考えながらこの審議を進めていかせていただいでよろしいのでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりだと思います。あくまでいろんな形のアプローチがあっいいのかなと思います。今、会長がおっしゃった物価の高騰、それは所得のほうとの兼ね合いというのもそうですし、ただ委託という形であると、それに関して少しずつ委託費のほうはやっぱり増えている傾向なのではないかという、いろんなアプローチの中から、どういう形でしていくのがいいのかというのを審議会の中で最終的には答申という形でまとめていただければと考えております。

○会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○長森委員 こちらのほうが使用料等のあり方に関する基本方針というふうにありますけれども、この手数料の基本的な考え方の部分、上げ幅は1.5倍と、こういう内容というのは、この基本方針の中にもう書かれていることなのではないでしょうか。もしそうだとしたら、今回答申して、また変えるとしたら、前の基本方針も変えなければならないのかなと一瞬思いましたので、ちょっと確認です。

○事務局 今回お配りはしておらないのですけれども、令和7年6月に基本方針というものを越谷市全体で、これは私ども廃棄物だけではなくて、全庁的な形で出しております。その中に先ほどありましたその引上げの上限は原価等を勘案しながらの最終的な上限としては1.5倍、近隣の状況も見ながらというところです。ただ、これが市の方針ではありながら、あくまで審議会の考えとしてはどうなのか、その辺の答申というものがもちろん出てきます。前回のもので、1.5倍というものはありながら、もっと言うと、その受益者負担の割合が100%でありながらも、50%がいいのではないかといいところがありますので、あくまでもこちらの基本方針、審議会としての考えはこうだよという形の答申をいただければいいのではないかと思うのです。

これについても審議会が終わりまして、議事録ですとか資料を送るタイミングがあるかと思います。その前に送れるほうがいいかなと思います。どういう形で書かれているのかということは参考までに必要だと思いますので、ご提供させていただければと思います。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

いかがですか。今回気になったことでおっしゃって大丈夫です。

僕のほうからもう一点質問なのですけれども、その受益者負担の100%を見るということなのですけれども、草加市がたしか今年度から粗大ごみの手数料を改定したというも

のですけれども、その件について、草加市の廃棄物という考えを聞いたところ、もともとの料金が安かったから、せめて受益者負担を50%にしましょうということで、この手数料を改定したということでした。越谷市の現状では50%とのことですが、近隣の自治体と足並みをそろえらるとなってくると、現状の50%って割と妥当なのかなと、考え方として妥当なのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 その辺についても、審議会のほうでお話をさせていただきながら、どこに妥当性があるのかというところを提示していきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○事務局 あと1点、議論の中で分かりづらいところあると思いますので補足いたします。

○会長 お願いいたします。

○事務局 すみません。し尿処理手数料の中の8ページです。こちらにちょっと分かりづらい部分がありますので、少しかみ砕いてお話しさせていただきます。

まず、現行の手数料の見方ではありますが、まず普通便槽を見ていただきますと、単身世帯、これは1名の場合は520円となります。続いて、この普通世帯は2名以上を想定していきまして、2名の場合は450円足す300円掛ける2ということで1,050円、これが普通便槽の普通世帯2名の場合にそういった金額になります。こちらのほうは例の①、そちらのほうを参考にさせていただければと思います。

次に、9ページのところを御覧いただきたいと思っております。現行の区分と、それから今、計算した原価の区分が異なっているようになっております。それで、現行の金額を推定したときは、資料を調べたのですけれども、平成10年頃ということで、資料が正直見当たらず、どのようなもので原価を算出したのかが分からないような状況でございます。そのような中で、では原価をどういうふうに出していくかと考えましたところ、まずし尿のくみ取りにつきましては、大きく2つ料金が発生しております。1つは、くみ取りを事業者さんに委託しておりますので、委託費、それからもう一つが、くみ取ったもの、くみ取りに行ったもの、それを東埼玉資源環境組合第二工場、八潮にあるし尿処理工場があるのですけれども、そちらのほうに搬入して処理をしています。つまり業者にくみ取りを委託している費用と、それからくみ取ったものを今度処分するときに発生する費用、こちらの2つが発生しております。

それで、まず委託費につきまして中身を確認しましたところ、これは単身世帯、普通世帯にかかわらず、また普通便槽、改良便槽にかかわらず、会社としてそれぞれの家を1件ずつ管理する費用、それぞれの家に出向くその出張費といえますか、それに係る金

額というのはほとんど変わらないという形になります。それから、また家によってすぐ簡単にくみ取ることができる場所もあれば、やぶの中をかき分けていかなければいけないところもあったりしまして、あまりその便槽による違いというものはなくて、ほとんど同じような工数がかかっているというところでは、委託費から1件当たりのおよその原価を記載しております。これが3,884円になります。

一方、人頭割のほう、こちらにつきましては、リユースのほうに処理してもらっているのですけれども、その処理費を対象の人数でまず割りますと、大体1件当たりの平均単価が出てきます。普通便槽と改良で少し金額に差が出ているのですけれども、先ほども前に投影した図のほうの中で、改良便槽というのは、電車とか飛行機のトイレみたいに少し水が流れるようになっていまして、くみ取る量もその分だけ若干増えています。数値で言うと便槽の容積が約2割大きくなっているため、約2割の差をつけた金額、945円を1,134円という形で記載をしております。

最後に、現行の単身世帯と普通世帯のところの見方、考え方なのですが、こちらは資料が残っていないので、あくまでも推測の範囲なのですけれども、単身高齢者世帯などの負担をもしかしたら軽減するという目的で、本来であれば普通便槽の1人の場合、普通世帯の計算式でいくと450円足す300円ということで750円いただくような形になるのですけれども、そこを520円まで下げたのではないかというふうに考えられるところでございます。補足は以上でございます。

以上でご説明させていただいた内容等も含めまして、議論をいただければと存じます。以上です。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

お願いいたします。

○中田委員 中田と申します。質問というか、確認というか、今、9ページの1.5倍を勘案で計算してみますと、例えば普通便槽の単身世帯は600円プラス420円の1,020円という今度ことになるのでしょうか。

○事務局 この1.5倍を勘案する際には、1人世帯については、普通世帯の計算式で1人というところで計算をした上で、1.5倍の範囲内に収める場合にこのような数字になったというところでございます。

〔「1,020円」と言う人あり〕

○事務局 はい、1,020円でございます。

○中田委員 そうしますと、現在520円で、今度1,020円になるとすると、1.96倍になるの

ですけれども、これは1.5倍を超えないということと、どう考えたらよろしいのでしょうか。

- 事務局 原則1.5倍を超えないようにという形になっておりまして、こちらについても、その原則どおりというふうに考えるのか、それとも本来は現行ですと750円かかっていたところの中で、実際原価が発生しているというところで、1.5倍、1,020円としているのか、そこは次回ご議論をお願いしたいと思っております。

金額としては、その単身世帯として特別枠を設けるか設けないかというところが鍵になってくるかと思えます。参考に、その10ページを御覧いただきますと、単身世帯の考え方を現行といいますか、越谷市だけというような状況がございます。

以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。お願いします。

- 草場委員 すみません。草場です。よろしくお願いします。

先ほど受益者、本来だと100%負担のところを50%負担にするというお話がございますが、その原価でいうと、例えば9ページの原価で3,884円かかっていて、その50%引くわけでもないのですよね。どこを基準として50%で、この値段になっているかのちょっと説明をしていただけるとありがたいです。

- 事務局 お答えします。

前回の議論の際は、その当時の原価に対しまして約50%ないし60%であったという形になっております。今、現時点ですと、原価はこういった形になっておりますので、仮に50%としたとしても、かなり大きな金額かなという状況でございます。

〔「1.5倍」という人あり〕

- 事務局 はい。

そうしますと、50%でも大き過ぎますので、1.5倍を勘案という数字自体も小さい金額になろうかと思えます。

以上です。

- 草場委員 ありがとうございます。分かりました。

- 会長 ほかはいかがでしょう。

いかがですか。

- 事務局 この資料もまた追加でお送りさせていただきますので、細かいその議論につきましては、次回審議会のほうでやれたらと思えます。反対に、今日の資料でもし分かりにくい部分がありましたら、こちらはぜひ理解していただく機会というふうに思っております。

おりますので、回答できればと思います。

○会長 いかがでしょうか……。では私からよろしいでしょうか。

処理手数料と言われると、そのごみであれば廃棄物処理の有料制とかをちょっと意識したりする部分もあるのですけれども、よくその点の議論で挙がってくるのが、住民税でその処理費を負担した上で、その手数料まで支払うというのは、ある種二重取りなのではないかという意見ってあると思うのですけれども、そこら辺ってどういうふうにお考えなのか、ご意見をお聞かせいただけたらと思います。

○事務局 お答えします。

今、会長がおっしゃったものにつきましては、過去に裁判の判例でこれは二重取りにはならないというところでの判例が出ております。あくまでもそのごみを出した分に対して工数が発生するというので、「手数料を定めることについては問題はない」との判断があります。以上です。

受益者（ごみの排出者）に対して負担を課すことは、地方自治法第227条に反するとは言えない (平成21年10月14日 横浜地裁判決)
--

○会長 ありがとうございます。

それは、横浜地裁の判例でしたか？

○事務局 申し訳ございません。記憶の中で細かい資料がございませんので、後ほど調べさせていただきます。

○会長 はい、お願いいたします。

では、ほかにいかがでしょうか。

[発言する人なし]

○会長 では、質問がないようでしたら、「その他」のほうに移っていきます。

事務局からはございますか。

○事務局 着座にて説明させていただきます。

前回なのですけれども、越谷市廃棄物等推進員制度の見直しについてご意見をいただいたところなのですが、ご質問等がありますので、改めて報告等を行っていただければと思います。

また、今回初めてのここの委員さんもいますので、前回のお話と少し重複することが

ありますが、ちょっとまず全体の流れを説明させていただければと思います。

廃棄物推進員のほうなのですけれども、令和7年7月のこの審議会におきまして、ごみの15分別が定着していること、高齢者による推進員の確保が難しいということで一旦休止はしてどうかということでご意見が出たと思います。このことについて、自治会にアンケート調査でお願いしたところ、前回これはお渡ししているのですけれども、右上に前回資料ということで、自治会回答ということで回答させていただいているような結果ということになりました。結果については、見ていただければとは思っております。

また、前回の資料ということで、推進員さんの方がごみの集積所の状況を確認させていただいているところがございますが、その経過も併せて令和4年度から6年度でつけさせていただいているところがございます。その際に前回のご意見としていただいたものをまとめさせていただきました。少しここからは前回の意見と回答ということで、読み上げさせていただきます。

まず初めに、推進員を選出している自治会267自治会の意向はどうかということで、改めて整理をさせていただきました。右上に推進員選出自治会のアンケート結果という形で書かせていただいております。こちらのほうの結果の自治会全体のアンケートとほぼ変わらないような結果となっている状況でございます。また、委員の方から、ごみの分別について、利用者以外の排出がありますかということで、これは排出があるのはなぜかというようなお話ですけれども、利用者以外の方の排出については、通勤途中にごみを捨てていくとか、違う集積所に捨てていく状況が見受けられるのかということで、駅で多いところでアンケートの結果という形、推進員の状況報告の中で挙がっているような状況でございました。

また、令和4年度、利用者以外の排出が0.1%から、5年、6年が1.3%増加しているということで、なぜ増えているのかということですが、増えた状況の分析はなかなか分からないところはあるのですけれども、新型コロナウイルスの感染症が5類に移行して、やはり人の交通量が多くなったことで、利用者以外の排出が多くなったというように考えております。

また、4番目のご質問で、正しい分別が、自治会アンケートでは61%、推進員報告では86%から87%と乖離があるのはなぜかということですが、今回のアンケートとか、自治会長に回答をお願いしているところがございますが、自治会区域全体を見た中で回答いただいたものと考えております。一方で、推進員の報告は、個々の集積所を確認して報告を分けていただいているため、そこで乖離が出ていることだと思います。実際の推進員の報告、26、7自治会でございますけれども、これが報告のほうが現状のごみの

分別量の実態に近いのかなというふうに思っております。

選出に困った、選出できない自治会は、主にどのエリアなのか、市街化区域なのか、調整区域なのかというお話もいただいたかと思えます。選出に困った、できない方が141のご回答をいただきましたが、市街化区域のほうは83、調整区域のほうは58というような結果となっております。

そもそも推進員の認識がない自治会が多いのではということの中で、375自治会のうち、267の自治会が選出しております。約71%なのですけれども、今回の自治会にてアンケートを取った中で、実際に知らなかったよという自治会も7自治会ございました。推進員に当たっては、自治会から高齢化等による担い手がいないから、ちょっと選出が困難だよという相談も実際に受けております。一方、自治会長の交代時期に推進員のお話が引き継げなかったりすると、ここで推進員というものは顔が分からなくなってしまっていることも考えられるのかなと思えます。推進員の未選出、108の自治会なのですけれども、41自治会は集合住宅で管理しているということで、集合住宅なので、管理人がいて、ごみの分別が管理が徹底している要因も一樣に考えられるのかなということで思えます。

市としましては、前回お話をいただいた中で、今回のアンケート状況とかを考えると、選出することが困ったとか、できないとかが6割とか、一旦休止してもいい、分別ができていけば一旦休止してもいいのではないかとということが約8割ぐらい占めているということ、推進員の活動報告で9割が分別できているよということを見ると、一旦休止ということも考えていいのかなというふうに事務局としては考えているところでございます。

説明については以上になります。

○事務局 すみません。補足させていただきます。

もしこの一旦休止というようになる場合であったとしても、現在パトロールに出動するきっかけなんかは、9割は電話で直接いただいております、残り1割が推進員さんからいただける形なのですけれども、もしこちらが仮に休止となった場合であっても、そちらの問題のある集積所については個別に連絡いただくなどしてすることによって、フォローはできるような状況でございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○浅見委員 私の場合は先ほど紹介したときに蒲生地区自治会連合会、31自治会の連合会

長を仰せつかっているのですが、一応ごみに対しては、その自治会によって大分違うのですが、ごみ出し班の班と自治会の班ごとに1班から私の友達の単一自治会は31班に分かれています。1班について1ごみの集積場所ではないのです。少ないところでは3件ぐらい、多いところは十何件とか、それで皆さんがそのごみ出しの会員の皆様のグループで、自分たちがどういう形で担当するか、1週間に1回ごみの面倒を見るのか、そういう形でかごを出したり、いろいろやっているわけですが、一番問題なのは先ほども事務局より説明あったのは、通勤客がちょっと私の単一自治会の場合、隣の鉄道の隣側は違う、私どもが出すごみ、燃えるごみの日ではなくても、隣の反対側は燃えるごみの提出日だという形だと、通勤客はそこに置いていってしまう。非常に隣の班の担当者、推進員から私のほうに自宅まで連絡あって、こういう形で見ていましたので、ぜひ注意をしていただきたいとか、いろんな形で出てきております。

あとは、今、業者の名前は言えませんが、南越谷、蒲生地区では、今、ポラスさんがコマーシャルオーナーになっているごみ出しのネットがございまして。大体ネームが入りますので、宣伝になりますので、東武鉄道の金網のところセットするとか、自治会内でも人のうちではない、公園のそばとか、ごみ出しの場所をつくっている方たちがいますけれども、ここだとなかなかごみ出しのルールが守れていなくて、本来であれば朝、当日の朝ごみ出しをする形でルール決まっています。もう前日の夜から網のかごを出して、道路事情、非常にあれば1.5メートルぐらい前に出ますので、車の通行客が、運転手がぶついたり、いろいろ事件がちょっとうちの自治会でも出ています。そういう状況で、いろんな多岐にわたっております。ごみの推進員については、一応一生懸命面倒見ていただいているのですが、やっぱり自治会の私ども役員とかが見ると、ちょっともう少し丁寧にやっていただければなという形が出ていますので、その辺をなるべく会員の皆様にはご注意ください。一応そのごみ出しの班のルールで決めておりますので、自治会長が特にそこにあまり口出すことはしないようにしている状況でございまして。私のほうから現状としてはそういう形で、蒲生地区、全体も含めてやらせていただいております。

あともう一点は、蒲生地区31自治会のうちに13自治会がマンション組合なのです。マンションの管理組合でやっているものですから、なかなか推進員を出していただけない。先ほど事務局からお話ありましたように、管理人が担当しておりますので、また今、マンションでも管理人がいらっしゃらない場合については、マンション組合や人材派遣センターがありますから、私の友人もそこで週4日か5日勤務して、朝8時から夕方3時、4時まで、5時までお仕事して、そこのごみ出しとか、ルールも完全にチェックしてい

るという形でお聞きしたことがありますので、マンションについてはごみ出しの場所が決まっておりますから、そういう問題ないのですが、単一自治会、マンション以外の自治会については、そういうごみ出しのところはアンケートにもありますように、ちょっと推進員の方の責任ですが、自治会から見るとちょっとというところが今のところ見受けられる状況でございます。

私のほうの現状としては、そういう形でお話しさせていただきました。

○会長 お願いいたします。

○公文委員 公文でございます。

選出することができないとおっしゃっている地区については、これはどうしようもないことだと思うので、これは置いておきますけれども、選出に困ったところは私はずひやってほしいと思う。それで、選出に困ったことがないというところ、あときれいに分別できているよと、ほぼ分別はよくできているから、ちょっと休止してもいいではないかというお話も出ているようなのですけれども、これ一旦休止したときに、再度何かあるときに同じ人数が応募してくるといえるのは、極めて感情で言うと厳しいなと思う。

それから、分別が今のまま、このままでいくという越谷市の強い方針であればいいのですけれども、何かと環境省さんとか、経産省さんとか、強い場合もあり、ここで分別が変わるようなことがあったときに、この減量等推進員がお休みになってしまっているというような対応が、あと新たな人たちでやるよりは、絶対知見をいっぱいお持ちの皆さんなので、ちょっとそこら辺を市の方針と照らし合わせて悩めるところだなと思っております。

○事務局 答えをさせていただきます。

今、委員さんからおっしゃっていただいた、そのとおりだと思います。方向性はいろいろあるかもしれないのですが、一つの今のポイントとしては、その分別の考え方というものが越谷市として、他市のほうに住んでいるというところもあるのですが、さらにそれ以上、いろんな今、環境問題がある中で、プラスチックごみ等々言われている中で、今後どうしていくかというときに、分別方法は変わる可能性もなしではないので、一旦休止してしまいますと、もう一回呼びかけるというのは非常に難しいというふうなご意見、そのとおりだと思っています。

今、いただいた意見も含めまして、市としてはどれが一番いいのか、ベストは多分ないと思いますので、ベターという中で、今いただいた意見も非常に参考になりますので、ちょっと1回引き取らせていただきまして、検討させていただければと思います。ありがとうございました。

○会長 お願いします。

○増澤委員 よろしいですか。こういう場がそういう推進員制度を続けるのか、一旦中止するのか、あるいはもうなくすのかというようなことを決めていただける場というふうに私も勘違いして、ただ単に意見として述べさせていただきました。それに対して、市側さんが非常に前向きに受け止めてくださいます、全自治会の三百幾つですか、対象にアンケートを取られ、さらに自治会の中で推進員を推薦している自治会を対象に改めてアンケートを取っていただいた。その結果が似たような結果になったけれども、さあこれをどういうふうに扱ったらいいのかと。私自身、その委員会がイエス、ノーをするという場とはちょっと私も思えないのですけれども、個人的な考えといいますと、やはりこれだけのいろいろな問題を含んでいるということを自治会の会長さんをはじめ、自治会が認識していただいて、これから先まだまだ具体的に言いますと、プラスチックの問題、このプラスチックの分別が大きな問題としてこの委員会に係ってくるのではないかなど、いずれなると思います。そういった場合に、この制度をもう一旦休止をしてということがいいのか、あるいは細々と続けていくのがいいのか、その辺が私自身悩めるところなのですけれども、これだけの結果が出るとすれば、ちょっと先ほどの市さんのお答えのように、ここで内部で検討していただいて、進めていくところと、または一旦中止するところと、こんなような両立の併記をするような結果が出るかどうか分かりませんが、とにかく私としてはこれだけのことを議論していただいていることに感謝申し上げるところでございます。私としての個人は、やはりここはちょっと考えて、見直しをして、次のプラスチックの分別に入っていたときに、この推進員制度というのを活用すべきではないかなど、こんな考えを私は持っています。

以上です。

○会長 ご意見ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○浅見委員 もう一度ちょっとお話しさせていただきたい。先ほどは取りとめのないお話しさせていただいてきましたけれども、先ほどの話の中の続きで、今、現状で新しくごみ置場とか、いろんな形で越谷市の場合は最終的な単一自治会長の承認を得て、最終のごみ出し場所を新しくつくるとか、そういう形で今、決まっております。蒲生地区については、一応最終的に単一自治会の会長さんに認可をいただいて、改めて集積場所ができるわけですが、昨今非常にまだ蒲生地区の場合は土地がありますので、建売住宅が3件とか4件、最低でもそのぐらいのできる、1件、2件の場合、1件の場合については、それは今までのごみ出し集積場所に出していただいて、その後のごみ出しのグループの

やり方で引き継いでいただくという形にしていますが、新しい場所については、三、四件の場合については、建売業者に認可、私には最終的に来ますので、必ず集積場所をその中につくりなさいと、これは自治会長の権限でできますけれども、それ以外について私は認めませんと、ちょっと強く出ておりますので、迷わず皆さん建売業者は三、四件でもつくっていただいております。

そういう形で、今のごみ置き、集積場所は三、四件でもしっかりしたごみ置き場所とか、ドックがございますので、管理は非常にしっかりしているというふうに思っております。これが先ほどのもう一つの補足説明だけさせていただきました。ちょっと失念しまして申し訳ありませんが、今、報告だけさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

現状のお話ですとか、また将来のプラスチックというものを見据えたご意見をいただきました。こちらもちりもちりまして、どういう方向性がいいのかというのを議論して我々のほうも進めてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございました。

○会長 では、ほかにご質問等ございますか。

[発言する人なし]

○会長 ほかにないようでしたら、これにて議事を終了いたします。

以上をもちまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

それでは、議事が終了いたしました。

本日、最後にこちらの審議会の閉会に当たりまして、浅見副会長からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○副会長 今日の審議会、皆さんの忌憚ないご意見賜りまして、無事に終了することができました。この後、まだ審議会は先に進みますが、皆様のご意見賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

今日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和7年度（第14期）第1回審議회를終了させていただきます。

本日は大変ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。